

## 医科診療行為労災補助マスター 登録内容一部訂正

令和7年12月4日

区分番号	診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	訂正箇所	訂正前	訂正後	備考
D012-00	160243350	赤痢アメーバ抗体定性	3（新規）		新 設		【令和7年11月診療分から適用】 令和7年10月31日付け厚生労働省保医発1031第2号「検査料の点数の取扱いについて」に基づき新設
E101-02	170707250	ポジトロン断層撮影（PSMAイメージング剤使用）	3（新規）		新 設		【令和7年11月12日から適用】 令和7年11月11日付け厚生労働省保医発1111第1号「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」に基づき新設
E101-03	170707350	ポジトロン・CT複合撮影（PSMAイメージング剤使用）	3（新規）		新 設		【令和7年11月12日から適用】 令和7年11月11日付け厚生労働省保医発1111第1号「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」に基づき新設
E101-04	170707450	ポジトロン・MRI複合撮影（PSMAイメージング剤使用）	3（新規）		新 設		【令和7年11月12日から適用】 令和7年11月11日付け厚生労働省保医発1111第1号「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」に基づき新設